

平成24年度 第9回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成24年12月20日(木) 16時30分から17時23分

2、開催場所：西宮市役所東館7階701会議室

3、出席委員(15人)

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	大川原 成彦
	4番	まつお 正秀
	5番	松本 俊治
	6番	森畑 義明
	7番	大前 輝雄
	8番	吉井 律
	9番	松井 祐一
	10番	岡本 久一
	11番	茶谷 勝視
	12番	高田 孝
	13番	尾崎 清政
	14番	丸 幸良
	15番	奥村 幸弘

4、欠席委員(0人)

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第17号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第33号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

報告第34号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森 正一
係長	東 孝二
主事	立花 逸人

議 長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議 長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議なしとのことでございますので、12番高田孝委員、13番尾崎清政委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくをお願いします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 まず、議案第17号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。

本件の一部につきましては、農業委員会等に関する法律第24条第1項並びに農業委員会会議規則第10条の規定により高田委員が除斥の対象となりますので、恐れいりますが、議場からの退席をお願いします。

(高田委員退席)

議 長 事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第17号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」4件でございます。次のとおり農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。

まず、番号1についてのみご説明いたします。

【議案第17号の1を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

事務局の説明は終わりました。

議 長 次に現地調査委員の説明をお願いいたします。

7番(森畑) 議案第17号の1についてご説明します。

申請農地は、阪急・阪神バス鷲林寺停留所のすぐ東にあります。本申請は、生前贈与を目的とし、農地法第3条の申請により所有権を移転するものです。

譲受人は、鷲林寺農会に所属しており、当該農地周辺にも多数の農地を家族と共に耕作し、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられることから、許可されても問題はないと考えます。

議 長 以上で、私からの説明を終わります。
 現地調査委員の説明が終了しました。
 本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (質問、意見なし)

議 長 なければ、議案第 17 号の 1 につきましては許可することにしてご異議
 ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第 17 号の 1 につきましては、
 許可することにいたします。それでは、高田委員の入室を認めます。
 (高田委員着席)

議 長 引き続きまして、議案第 17 号の 2 から 4 までについてご審議お願いいた
 します。
 それでは事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 続いて、残りの番号 2 から 4 までをご説明いたします。
【議案第 17 号の番号 2、3、4 を議案書、別添資料をもとに朗読】
 なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しな
 いため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

議 長 事務局の説明は終わりました。
 次に地元委員の説明をお願いいたします。

9 番(松井) 議案第 17 号の 2、3 の堤町の農地についてご説明します。
 申請農地は、あらかの森公園の東 150 m のところにあります。本申請は、
 同一世帯にある、譲渡人と譲受人の農地の等価交換のための申請であり、営
 農については、従来とまったく変わることなく行われるものですので、許可
 されても問題はないと考えます。
 以上で私からの説明を終わります。

15 番(奥村) 続いて議案第 17 号の 2 の樋ノ口町の農地についてご説明します。
 申請農地は、先程と同じく、あらかの森公園の東 150 m のところにあり
 ます。本申請は、同一世帯にある、譲渡人と譲受人の農地の等価交換のため
 の申請であり、営農については、従来とまったく変わることなく行われるも
 のです。許可されても問題はないと考えます。
 以上で私からの説明を終わります。

14 番(丸) 最後に議案第 17 号の 4 についてご説明します。
 申請農地は、県道 98 号線上山口交差点の北 100 m のところにあります。
 本申請は、生前贈与を目的とし、農地法第 3 条の申請により所有権を移転す
 るものです。
 譲受人は、上山口第 3 農会に所属しており、当該農地周辺にも多数の農地

を家族と共に耕作し、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられることから、許可されても問題はないと考えます。

以上で私からの説明を終わります。

議長 地元委員の説明はすべて終わりました。

委員一同 本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

議長 (質問、意見なし)

委員一同 なければ、議案第17号の2から4までにつきましては許可することにしてご異議ございませんか。

議長 (異議なし)

委員一同 ご異議がないようでございますので、議案第17号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、すべて許可することにいたします。

議長 これより報告案件に入ります。

事務局 次に、報告第32号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。

事務局 事務局の説明をお願いいたします。

議長 報告第32号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書2ページ4件でございます。

【議案書朗読】

議長 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長 なお、番号1、2は太陽光発電に係る農地転用になります。それぞれ、道を隔て隣接していますが、譲受人がそれぞれ異なるため、一帯的に事業を行うのかどうかは把握できておりません。

議長 事務局の説明は終わりました。

4番(まつお) 本報告に対し、ご質問はございませんか。

事務局 1番、2番についてなんですが、太陽光発電の転用は始めてなのか。また1番2番の譲受人の関係がわかれば教えていただければと思います。

議長 こういった案件は、始めてです。全国的に市街化調整区域でこのような計画がされることが、多いようですが、その時に良いのかどうかは、許可案件になるので審議が必要とされています。当該事業はどこが施工されるのかは不明です。どこかに依頼して事業を行うのではないかと考えられます。所有権は、議案書のとおりです。

14番(丸) 農業新聞などでも全国的に農地で特に遊休農地で太陽光パネルで設置されていることが取り上げられていますが、市街化区域の宅地の中で水利の関

係が少し気になります。今までは田として利用されている中で、大雨など大水があれば、いったん水田で保水されていましたが、太陽光を設置して今後そのあたりの対応はどうするつもりなのかわかれば教えてください。

事務局

詳細については地元で協議したとお伺いしておりますが、老朽かしたところも整備しながら、当該事業にあたらうという話があったようです。

14番(丸)

地元とは協議していただいたことは、よいのですが、上から下に水が流れるものですので、この頃の雨を考えると何か対策が必要でないかと考えます。6反もある農地から、それなりの影響があるように思います。新興住宅などでは、調整池が必ずあります。今後、留意が必要ではないかと思えます。

議長

他に質問はございませんか。

委員一同

(発言なし)

議長

他に質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして、報告第33号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第33号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございますが、議案3ページ1件でございます。

【議案書朗読】

申請地は11月に現地調査をした結果、多品種の畑作物を作付け、肥培管理を適正にされていることを確認しました。申請人は農家台帳により年200日農業従事しており中心的な存在であることを確認しています。また、添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(発言なし)

議長

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして報告第34号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。

事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第34号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書4ページ3件でございます。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しました

ので会長専決にて証明書を交付したので報告します。事務局の報告は終了しました。

議長 本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (なし)

議長 質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 以上を持ちまして、本日予定いたしておりました議案審議並びに、報告案件はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

【別紙】農地法第3条第2項各号の判断基準表

議案第17号 番号1

【譲受人】		【譲渡人】		【作成者】
				農業委員会事務局 主事 立花 逸人
農地法第3条 第2項各号	該当しない理由			該当 有無
第2項第1号 全部効率利用が 認められない場合	・機械の確保状況	農業用機械一式		該当 しない
	・労働力の確保状況	本人、父		
	・技術	農業後継者として既に2年間の従事実績 があり、技術を有している。		
	・通作距離	0 km (自宅周辺)		
	上記のことから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的 に利用できるものと見込まれる。			
第2項第2号 農業生産法人以外の 法人	個人であるため該当しない。			該当 しない
第2項第3号 信託	信託ではないので該当しない。			該当 しない
第2項第4号 農作業常時従事	・原則150日以上	本人：300日 父：250日		該当 しない
第2項第5号 下限面積に 達しない場合	当該地区の下限面積 ・500㎡	取得前：4,886㎡ 取得後：4,886㎡		該当 しない
第2項第6号 転貸	許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり転貸には該 当しない。			該当 しない
第2項第7号 地域調和に支障を生 ずるおそれがあると 認められる場合	・利用の分断	なし(現地調査より)		該当 しない
	・農業水利の阻害	なし(現地調査より)		
	・無農薬栽培等	なし(現地調査より)		
	・特定品目の生産阻害	なし(現地調査より)		
	・賃借料の著しい高値	所有権の移転のため該当しない。		
	以上のことから、この度の所有権移転にあたって周辺の農地 の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないもの と考えられる。 なお、平成24年12月5日に農業委員、吉田会長、大前委 員、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地 の利用状況等を確認している。			

【別紙】農地法第3条第2項各号の判断基準表

【譲受人】	【譲渡人】	【作成者】	
		農業委員会事務局 主事 立花 逸人	
農地法第3条 第2項各号	該当しない理由		該当 有無
第2項第1号 全部効率利用が 認められない場合	・機械の確保状況	農業用機械一式	該当 しない
	・労働力の確保状況	子、子の妻	
	・技術	子は当該農地において約50年間の従事実績があり、十分技術を有している。	
	・通作距離	0.35km	
	上記のことから、世帯にて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。		
第2項第2号 農業生産法人以外の 法人	個人であるため該当しない。		該当 しない
第2項第3号 信託	信託ではないので該当しない。		該当 しない
第2項第4号 農作業常時従事	・原則150日以上	本人：0日 子：320日 子の妻：300日	該当 しない
第2項第5号 下限面積に 達しない場合	当該地区の下限面積 ・1000㎡	取得前：3,222㎡ 取得後：3,222㎡	該当 しない
第2項第6号 転貸	許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。		該当 しない
第2項第7号 地域調和に支障を生 ずるおそれがあると 認められる場合	・利用の分断	なし（現地調査より）	該当 しない
	・農業水利の阻害	なし（現地調査より）	
	・無農薬栽培等	なし（現地調査より）	
	・特定品目の生産阻害	なし（現地調査より）	
	・賃借料の著しい高値	所有権の移転のため該当しない。	
	以上のことから、この度の所有権移転にあたって周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、平成24年12月5日に農業委員、吉田会長、大前委員、当該地区の担当の松本委員、奥村委員、松井委員及び事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。		

【別紙】農地法第3条第2項各号の判断基準表

【譲受人】		【譲渡人】		【作成者】
				農業委員会事務局 主事 立花 逸人
農地法第3条 第2項各号	該当しない理由			該当 有無
第2項第1号 全部効率利用が 認められない場合	・機械の確保状況	農業用機械一式		該当 しない
	・労働力の確保状況	子、子の妻		
	・技術	子は当該農地において約50年間の従事実績があり、十分技術を有している。		
	・通作距離	0.35km		
	上記のことから、世帯にて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			
第2項第2号 農業生産法人以外の 法人	個人であるため該当しない。			該当 しない
第2項第3号 信託	信託ではないので該当しない。			該当 しない
第2項第4号 農作業常時従事	・原則150日以上	本人：0日 子：320日 子の妻：300日		該当 しない
第2項第5号 下限面積に 達しない場合	当該地区の下限面積 ・1000㎡	取得前：3,222㎡ 取得後：3,222㎡		該当 しない
第2項第6号 転貸	許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。			該当 しない
第2項第7号 地域調和に支障を生 ずるおそれがあると 認められる場合	・利用の分断	なし（現地調査より）		該当 しない
	・農業水利の阻害	なし（現地調査より）		
	・無農薬栽培等	なし（現地調査より）		
	・特定品目の生産阻害	なし（現地調査より）		
	・賃借料の著しい高値	所有権の移転のため該当しない。		
	以上のことから、この度の所有権移転にあたって周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、平成24年12月5日に農業委員、吉田会長、大前委員、当該地区の担当の松井委員及び事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。			

【別紙】農地法第3条第2項各号の判断基準表

【譲受人】	【譲渡人】	【作成者】	
		農業委員会事務局 主事 立花 逸人	
農地法第3条 第2項各号	該当しない理由		該当 有無
第2項第1号 全部効率利用が 認められない場合	・機械の確保状況	農業用機械一式	該当 しない
	・労働力の確保状況	本人、父、母（泰享から見た続柄）	
	・技術	当該農地において約30年間の従事実績 があり、十分技術を有している。	
	・通作距離	0km（自宅に隣接）	
	上記のことから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的 に利用できるものと見込まれる。		
第2項第2号 農業生産法人以外の 法人	個人であるため該当しない。		該当 しない
第2項第3号 信託	信託ではないので該当しない。		該当 しない
第2項第4号 農作業常時従事	・原則150日以上	本人：200日 母：80日 父：60日	該当 しない
第2項第5号 下限面積に 達しない場合	当該地区の下限面積 ・1000㎡	取得前：9,410㎡ 取得後：9,410㎡	該当 しない
第2項第6号 転貸	許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり転貸には該 当しない。		該当 しない
第2項第7号 地域調和に支障を生 ずるおそれがあると 認められる場合	・利用の分断	なし（現地調査より）	該当 しない
	・農業水利の阻害	なし（現地調査より）	
	・無農薬栽培等	なし（現地調査より）	
	・特定品目の生産阻害	なし（現地調査より）	
	・賃借料の著しい高値	所有権の移転のため該当しない。	
	以上のことから、この度の所有権移転にあたって周辺の農地 の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないもの と考えられる。 なお、平成24年12月5日に農業委員、吉田会長、大前委 員、当該地区の担当の丸委員及び事務局の東係長、立花主事が 現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。		